

2020 年 8 月 24 日

沖 縄 県 議 会  
議長 赤 嶺 昇 様

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合

執行委員長 仲宗根 司

那覇市古島 1-14-6 (098-887-1661)

沖縄県教職員組合

中央執行委員長 佐賀 裕敏

那覇市久茂地 3-9-23 (098-867-0161)



### 不妊治療のための休暇制度に関する陳情

#### [要旨]

1. 申請すれば性別を問わず不妊治療のための休暇を 1 年間取得できるようにしてほしい。
2. 申請すれば不妊治療のための休暇を継続取得できるようにしてほしい。
3. 厚生労働省から出された不妊治療連絡カード（事業主あてに医師または医療機関が発行する証明書）の提示で、連続した病気休暇が取得できるようにしてほしい。

#### [理由]

○「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」の第 12 条より

職員が公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。）により、療養のため休暇を請求した場合は、90 日の範囲内で必要と認める期間の病気休暇を与えることができる。

《条例の運用（2010 年 4 月から適用）》

不妊治療を行う場合、病気休暇として取り扱うことができるものとする。この場合、医師の診断書により不妊治療が必要であると認められ、かつ、投薬、卵管形成術等で通院等の治療（原因特定までの検査及び薬の受領のみ通院は含まない。）を受けるときは、1 日又は 1 時間を単位として与えるものとする。

しかし、現在の学校現場は子どもたちの学習指導や生活指導、学年・学級経営、学校行事の企画・運営、保護者対応等さまざまな業務があり毎日が多忙な状況です。年次有給休暇も授業の振り替えや課題作成など、周囲の職員に気を遣いながら取得しています。このような環境の中で働いている教職員からは、「働きながら不妊治療を受けることは精神的にも肉体的にも苦しい」「落ち着いた環境の中で不妊治療に専念したい」との意見が多数寄せられています。

※参考：長野県では、全国に先駆けて 2020 年 4 月より「不妊治療のための休暇」制度を導入しています。